

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について

1 要件

「長期優良住宅の普及に関する法律」の施行の日（平成21年6月4日）から令和13年3月31日までの間に新築された、認定長期優良住宅（「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、千葉市が一定の基準を満たすものとして計画の認定を行った住宅）のうち、下記要件を満たすものは、固定資産税について下記のとおり減額措置が受けられます。

〈「居住部分の割合」要件〉

居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること

〈「居住部分の床面積」要件〉

○令和8年3月31日以前に新築した場合

対象となる住宅	居住部分の面積
専用住宅と併用住宅	50㎡以上280㎡以下
賃貸共同住宅（アパート）	独立した1区画が、40㎡以上280㎡以下

○令和8年4月1日以降に新築した場合

対象となる住宅	居住部分の面積
専用住宅と併用住宅	40㎡以上240㎡以下
賃貸共同住宅（アパート）	独立した1区画が、40㎡以上240㎡以下

2 減額内容

〈減額される範囲〉

減額の適用となるのは1戸当たり120平方メートル相当分までとなります。

床面積	減額率
1戸当たりの床面積が120平方メートル以下のもの	税額の2分の1
1戸当たりの床面積が120平方メートルを超えるもの	120平方メートル分の税額の2分の1

〈減額される期間〉

区 分	減額期間
認定長期優良住宅	新築後5年間
認定長期優良住宅のうち中高層耐火・準耐火構造建築物	新築後7年間

3 申告方法

新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに、該当物件の所在する区を管轄する各市税事務所（中央区、若葉区、緑区については東部、花見川区、稲毛区、美浜区については西部）資産税課家屋班へ認定長期優良住宅である事を証明する書類（認定通知書の写し）を添えて申告してください。

【裏面が申請書の記載例になっておりますのでご覧下さい。】

記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

※提出日をご記入下さい。

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書

(あて先) 千葉市長

※納税義務者の住所・氏名・電話番号をご記入下さい。



住 所 千葉市〇〇区〇〇町〇〇〇番地

納税義務者 氏 名 千葉 太郎

電 話 〇〇〇 (〇〇〇) 1 2 3 4

※太線内をご記入下さい。

減 額 を 受 け よ う と す る 家 屋	
家 屋 の 所 在 地	千葉市〇〇区〇〇〇町〇丁目1 2 3 4 番地
家 屋 番 号	〇〇番〇
種 類	居宅
構 造	木造瓦葺
階 数	地上 〇階建て
床面積 (うち居住部分)	1 2 3.4 5 m ² (1 2 3.4 5 m ²)
建 築 年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
登 記 年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
備 考	

※申告書の提出期限は、新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日です。

【添付書類】

①認定通知書の写し

年 月 日

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書

(あて先) 千葉市長



住所
納税義務者 氏名
電話 ()

減額を受けようとする家屋	
家屋の所在地	千葉市 区
家屋番号	
種類	
構造	
階数	地上 階建て
床面積(うち居住部分)	m ² (m ²)
建築年月日	年 月 日
登記年月日	年 月 日
備考	

※申告書の提出期限は、新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日です。

【添付書類】

①認定通知書の写し